

千葉市告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定により、次の事業者を指定一般相談支援事業者として指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第1項第1号の規定により告示します。

令和5年4月18日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定地域 相談支援の 種類
しーさぽーと相談室 千葉県千葉市美浜区高 浜1-10-1高浜シ ョッピングセンター4 -2号	合同会社ぷらっとほー む 千葉県千葉市中央区中 央2丁目5-1千葉中 央ツインビル2号館7 階CHIBA-LABO内	令和5年5月1日	1230101022	地域移行支援 地域定着支援